

株式交換に係る事後開示書類
(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第
190 条に定める書面)

2022 年 3 月 1 日

株式会社ネクスグループ[®]
株式会社実業之日本デジタル

2022年3月1日

株式交換に係る事後開示事項

(株式交換完全親会社)

岩手県花巻市柵ノ目第2地割32番地1

株式会社ネクスグループ

代表取締役社長 石原 直樹

(株式交換完全子会社)

大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号

株式会社実業之日本デジタル

代表取締役 岩野 裕一

株式会社ネクスグループ（以下、「当社」といいます。）及び株式会社実業之日本デジタル（以下、「実業デジタル」といいます。）は、2022年2月2日付で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結し、当社を株式交換完全親会社、実業デジタルを株式交換完全子会社、効力発生日を2022年3月1日とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2022年3月1日

2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第190条第2号）

（1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定による請求を行った株主はおりませんでした。

（2）会社法第785条の規定による手続の経過

会社法第785条の規定による請求を行った株主はおりませんでした。

（3）会社法第787条及び第789条の規程による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第190条第3号）

（1）会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第796条の2の規定による請求を行った株主はおりませんでした。

（2）会社法第797条の規定による手続の経過

会社法第797条の規定による請求を行った株主はおりませんでした。

（3）会社法第799条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第190条第4号）

本株式交換により、当社に移転した実日デジタル普通株式の数は160株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

該当事項はありません。